

〈史料紹介〉

諸山周防永興寺の住持・住僧資料

百田昌夫

永興寺は永興寺殿大内弘幸を開基とするが、一三六七年、弘幸の嗣子弘世により、春屋妙葩を中興開山として再建され、一三八六年、次代大内義弘から寺領を寄進される。また、中興後、幕府官寺制度上の諸山に列せられ（「智覚普明国師語録」『大正新脩大藏経』）、住持職には將軍より公帖の発給があった。現在山口県岩国市大字横山の地に永興寺（単立寺院、近世鹿王院末・のち天竜寺末）が所在する。ここでは開創後、諸山の時期の住持職、住僧について、従来個別的に知られてきたデータを編年順で通覧し、近時の研究状況における知見も紹介する。私寺（大内氏菩提寺）であり官寺（諸山）であるという視角（細川武稔1998、百田1996）も含めて、後日の寺史像検討に資したい。

諸山周防永興寺の住持・住僧資料（百田）

●「住持」徹度寂晃 一三五四年（文和三、正平九）
木造伝聖僧坐像の背部内面墨書に、「防州横山永興禅寺」、「文和三、庚午季夏廿四開眼、匠者玖珂佛性（花押）」、「正平九、願主、第三世住持徹度寂晃（花押）」などの造立銘がある。聖僧像として安置されているが、永興寺を号した大内弘幸像という。現在京都市右京区西明寺所在。（一九八〇年文化庁美術工芸課調査、京都府文化財保護基金『京都の美術工芸（京都市内編上）』1985参照）なお、仏師佛性には一三五〇年（貞和六）の作例（補）もある。
一三五四年の年記は、大内弘幸の没後二年にあたる。仏師の北朝年号（文和三）、願主（住持）の南朝年号（正平

九)は、鷲頭家大内氏が北朝方周防守護であり、別家の大内弘幸・弘世は当時直冬党であった状況を反映する。

はじめに「防州横山」の文言があり、この寺の玖珂郡横山(現在岩国市大字横山)所在が確認できる。

なお、願主の名が「第三世住持徹履寂晃」であるが、この名は後年、一八〇六年(文化三)「永興寺並末山記」(以下、「記」と略記)の住持世代には伝わらない。「記」では開山高峯頭日、二世夢窓疎石について、三世には夢窓弟子として「方外遠和尚」の名がある。

造立銘の第三世の名と、「記」の第三世の名は異なるが、徹叟^{トク}寂晃の名も夢窓疎石法嗣にあり(玉村竹二『五山禅林宗派図』、以下宗派図と略記)、当時直冬党大内氏の菩提寺住持職が無窓派禅僧に担われている。

・[住持比丘]□□祖肇(心初祖肇)一三六二年(正平十七)木造釈迦如来及両脇侍像のうち、木造釈迦如来坐像の胎内胸部に、陰刻で「大仏師法印院什、周防州永興禅寺、

住持比丘祖肇、正平十七年十一月十九日、大檀那大内介

多々良弘世」の造立銘がある。仏師院什は京都の院派仏師。現在福岡市崇福寺所在(渡辺雄二「大仏師院什の造仏二例」『仏教芸術』1985、福岡市教育委員会『崇福寺収蔵品目録』1980参照)

また、「記」の世代に「第八世」として、「心初肇和尚」の名があり、付記で夢窓弟子という(「第三世」より「第九世」春屋妙葩までいずれも夢窓弟子)。

一三六二年の住持□□祖肇がこの八世(心初□肇)で、フルネーム心初祖肇であろう。夢窓疎石法嗣(宗派図)。

南朝年号の使用から、像の大檀那(施主)、直冬党大内弘世のもので、ひきつづき夢窓派禅僧が住持職を担っていることがわかる。翌一三六三年(貞治二、正平十八)、弘世は北朝方に転じて、周防守護となる。

・[住持比丘]□□中逾(越山中逾)一三九二年(明德元)「中興普明国師木像」の「裏書」として、「小師住持比

丘中逾」、また「明德改元庚午四月五日」などが伝わる(「記」の永興寺什物書上記事のうち)。

また、「記」の十六世に「越山中逾和尚」、「諱中逾」の名がある。付記で「造立普明国師木像、時明德改元庚午四月五日云々」とあり、裏書はこの像の造立銘である。像主普明国師は中興開山の春屋妙葩、「記」では第九世。

一三九二年造立銘の住持比丘□□中逾がこの十六世(越山□逾)であり、春屋小師(弟子)越山中逾であろう。周防守護大内弘世が一三六七年(貞治六)永興寺を再建し、八六年、次代義弘が「石国本庄内横山」他の地を寺領として寄進して(至徳三年四月七日足利義満御判御教書、永興寺旧蔵文書)以後である。

・□□梵□ 一四一三年(応永二十)

春屋妙葩の自賛頂相があり、像右下に「周防州不動山永興禅寺方丈常住」、左下に「応永二十年九月廿八日、梵□置之」の書入がある。半身像形式、絹本着色、一

〇四・〇×五八・五cm。現在京都大学文学部所在。(京都大学文学部博物館編『日本肖像画図録』1991参照)

一四一三年の年記である。方丈常住物として妙葩自賛像を施入した□□梵□の立場は、この時期に、永興寺当住、あるいは永興寺にならるか接点をもつ僧であろう。

「記」の住持世代で系字「梵」の僧には、十八世祥庵梵雲(応永廿四年没)、十九世仲安梵師(没年不詳)、二十世玉腕梵芳(応永廿九年没)、廿三世円鑑梵相(応永十七年没)などがあり、いずれも像主春屋の弟子(宗派図)。

このうち、一四一三年の□□梵□に可能性がある十八世祥庵梵雲、十九世仲安梵師の場合は当時の履歴未詳。

また、二十世玉腕梵芳の場合は、諸山・永興寺、十刹・豊後万寿寺、五山・建仁寺(一四〇九年以前)を経て、五山之上・南禅寺に昇住という履歴があり、一四一三年三月、南禅寺入院の際は將軍足利義持が臨席したが、七年後義持と衝突して隠遁したという(玉村竹二『五山禅僧伝記集成』、以下、伝記集成と略記)。

●□□周瑚(首座)(月洲周瑚か) 一四三五年(永享七)

『蔭』永享七年八月三日条に「周防国永興寺新命周瑚首座也、大内殿吹嘘、へ大内殿名持世、」とある。この時、周瑚首座への公帖発給には大内持世の推挙があった。

また、「記」の三十五世に「月洲湖和尚」の名があり、

付記で「有疏、住、」という。この疏は、元方正楞の山

門疏(瑚首座住周防永興)、『越雪集』、『五山文学新集別

巻二』(198)であろう(蔭木英雄1987一四六頁所引)。

一四三五年の□□周瑚首座がこの三十五世(月洲□湖)

であり、月洲周瑚(湖)ではないか。

翌年、□□周瑚西堂は十刹・筑前聖福寺公帖を受け、

また相国寺塔頭大徳院の新院主となる。大徳院開山在中

中淹(寿寧門派、宗派図)の法系であろう。

なお、春屋の法嗣に月林周湖の名があるが(宗派図)、

一四二四年すでに「西堂」である月林□瑚(瑞溪周鳳の疏)

がこの月林周湖であり、一四三五年に「首座」であり「西

堂」となる□□周瑚は別人であろう。

●□□元吉(首座)(正嚴元吉か) 一四三六年(永享八)

『蔭』永享八年五月二日条に「永興寺新命、元吉首座之事伺之、」とある。

また、「記」の三十六世には「正嚴信和尚」の名がある。

一四三六年の□□元吉首座がこの三十六世(正嚴□信)であり、正嚴元吉(信)ではないか。

なお、四八年後、一四八四年の正岩元信があり、「防州大覚派、号元信者、求字、々曰正岩、」(『蔭』文明十六年五月八日条)という。同人か。

●□□梵佶(首座) 一四三八年(永享十)

『蔭』永享十年八月廿七日条に「周防永興寺新命梵佶首座、乃、以鹿王院吹嘘、伺之揭、大内亦、有状、」とある。この場合、「大内」は当代大内持世であり、「状」は前掲周瑚首座の場合と同様、吹嘘状であろう。□□梵佶首座への公帖発給には、永興寺を末寺とする鹿王院から

の推挙があり、守護大内持世からの推挙もあった。

なお、「記」の住持世代では該当の名が見えない。

●□□中茂(首座)(松厓中茂) 一四五九年(長祿三)

『蔭』長祿三年三月十七日条に「周防国永興寺中茂首座、公文御判被遊、」とある。のちに(年次不明)、松厓中茂は相国寺公帖を受けた(五山位次簿)。

また、「記」の四十三世に「松崖和尚」、「諱中茂」の

名があり、付記で「無為和尚」という。無為和尚の名は

「記」の廿九世にある(「無為頤和尚」、「諱周頤」)。無為

周頤は春屋法嗣、松崖中茂は春屋法孫(宗派図)。

一四五九年公帖の□□中茂首座が、この四十三世(松崖中茂)であり、松厓(崖)中茂であろう。

●□□中瓏(大圭中瓏) 一四六二年(寛正三)

『蔭』寛正三年三月二十三日条に「周防国永興寺中瓏首座、」(公文御判被遊也、)とある。大圭中瓏の名が敵中周盟(「記」の廿四世)の法嗣にあり、春屋の法孫である

(宗派図)。大圭中瓏が、のちに(年次不明)、相国寺の公帖(五山位次簿)、一四八五年南禅寺の公帖(『蔭』文明十七年四月十四日条)を受けた。

「記」の住持世代では該当の名が見えないが、一四六二年公帖の□□中瓏首座は、この大圭中瓏であろう。

その後、一四八五年には相国寺大智院競秀軒に属していた(『蔭』文明十七年四月八日条)。競秀軒は大内氏在京雑掌の拠点である。また、一四八五く九〇年頃には、和泉堺での在住(大安寺称善軒主、善慶院)、京都と堺の往還が知られる。

中瓏首座が永興寺公帖を受けたことと、その後の堺での活動から、遣明船と大内氏の堺進出との関連で、その立場が検討されている(伊藤幸司1988(b)五七頁)。

入院であれ坐公文であれ永興寺公帖を得た鹿王門派僧に、その後、堺の東福寺派寺院(十刹・海会寺、大安寺)、海会寺季弘大叔(聖一派莊嚴門派、後掲註(22)参照)と、大内氏在京雑掌(洛中競秀軒)との間を媒介する動きがあ

ることは、十刹・永興寺僧が大内氏に対して果す役割のひとつを示すのではないか。

・[待真]昌樹 [奉行]慶寿 一四七九年(文明十一)

「祖塔安置、仏国・夢窓・普明三國師木像三脚共、椅子裏各書附有之」として、「文明十一己亥三月吉旦、待真昌樹奉行慶寿、大工藤原貞吉」とある(『防長寺社由来』岩国領横山永興寺項)。「昌封」は昌樹である。「記」の永興寺什物記事もほぼ同様(「昌樹」)。待真は住持の侍者の職掌、「祖塔の真影に侍する侍者」(蔭木英雄1987一頁)。

なお、「記」の住持世代では該当の名(昌樹、慶寿)が見えない。

・□□秀篋(首座)(文玉秀篋) 一四八五年(文明十七)

『蔭』文明十七年十二月二日条に、(1)「防州乗福寺入寺、禅晟西堂。同国永興寺入寺、秀篋首座之事。以書立伺之。(乗福寺住持祖珙西堂……退矣……)」、(2)「政弘以吹嘘状、遣之鹿苑院。其状今日、供台覧。」、また、十二

月八日条に、(3)「禅晟西堂、周防国乗福寺入院。秀篋首座、周防国永興寺入院。公帖御判、被遊。乃、遣鹿苑。」とある。

この場合、乗福寺と永興寺の公帖発給が同時進行していたことがわかり(1)、及び(3)、大内政弘からの吹嘘状(2)もそれぞれに出されたのではないか。

「記」の四十五世に「文玉篋」の名があり、付記で「有疏、住」という。この疏の場合、(1)「山門疏」、(2)「諸山疏」、(3)「同門疏」、(4)足利義政「御判」の公帖発給のステップが具体的にたどれる。(1)は功叔、(2)は彦竜周興(鹿王門派)、(3)は景徐周麟(寿寧門派)が提出した。(1)の功叔は功叔周全(鹿王門派)か。

一四八五年入寺の□□秀篋首座が、この四十五世(文玉□篋)であり、文玉秀篋であろう。前年回録があったが、諸堂が再建され(仏殿・僧堂・門廡、已成)文玉秀篋を選任して、旧規に復した(復寺於旧也)という。入寺は彼にとって故山への還任(此郎、画錦、今榮故里)であったらしい(景徐の疏、御菌生翁甫『防長地名淵鑑』

参照、以下『淵鑑』と略記)。

文玉□篋(文玉篋公禪師)は春屋四代の法孫(禪師為国師四葉で、永興寺入寺前は相国寺第一座(万年第一座)であった(景徐の疏)。それ以前、応仁の乱に際して一四七〇年、足利義視、肥後相良為統と大内政弘との間を媒介する僧□□秀篋の動きがあり、この文玉秀篋であろう。

・子玉□珣(西堂)(子季□詢か) 一五〇三年(文亀三)

『鹿』永正元年三月九日条に、「子玉珣西堂、溘然于海西周防永興寺」、「去年(文亀三年)十月十五日乎、」とあり、溘然は死去。子玉□珣西堂が永興寺で死去した。十四年前、一四八九年の「子玉珣」は首座であり(『鹿』延徳元年六月廿八日条、於禅昌院開講場)、一五〇三年の「西堂」の名乗りはその後永興寺住で得たのではないか。「記」の四十七世に「子季詢和尚」の名がある。道号が異なるが一五〇三年の子玉□珣西堂が、この四十七世(子季□詢)かもしれない。

・文仲周寅 一五一五年(永正十二)

・□□周鑑(郁文周鑑か) 一五一五年(永正十二)

「諸山位次簿」永正一二年項に「文仲周寅」があり、「防州永興」、「七月三日」という。続いて「周鑑」があり、「永興」、「七月廿八日」という。後者の公帖発給は前者の二五日後であり、周防永興寺の他に当時河内の諸山・永興寺、武蔵の諸山・永興寺もあるが、一方では同日公帖発給の例があり(一五四四年項参照)、後者の「永興」にも周防永興寺の可能性がある。

文仲周寅は、のちに(年次不明)、真如寺、建仁寺、南禅寺の公帖を受けた(十刹位次簿)、「五山位次簿」。

また、□□周鑑の場合は履歴不明であるが、ほぼ三〇年前、一四八六年に和泉堺の十刹・海会寺を訪れた山口保寿寺の「郁文周鑑藏主」(『蔗』文明十八年三月一日条、く十二月二日条)かもしれない。

なお、「記」の住持世代では、文仲周寅も、□□周鑑も、

該当の名が見えない。

●□□梵慶(古澗梵慶か) 一五四四年(天文十三)

●□□慶興 一五四四年(天文十三)

「諸山位次簿」天文十三年項に「梵慶」があり、「防州永興」、「二月廿五日」といい、続いて同日付で「慶興」もあり、「防州永興」、「二月廿五日」という。²³⁾

なお、「記」の住持世代では、□□梵慶も、□□慶興も、該当の名が見えない。

一五四四年の両僧のうち□□梵慶は、無窓派華藏門派の古澗梵慶に想定されている。一四九三年「琉球国王使」として朝鮮へ渡海した□□梵慶(『朝鮮王朝実録』成宗二十四年六月戊辰条、く七月丁未条)が古澗梵慶であり、その間ほぼ半世紀となるが、永興寺公帖を「後に獲得する」(橋本雄1997、伊藤幸司1990(a))との指摘である。朝鮮通交にかかわる対馬宗氏と博多を押さえていた大内氏との接点に、華藏門派の渡海僧が介在していたことにな

る(伊藤幸司1990(a)八七頁参照)。

●悦林寿柏 一五四五年(天文十四)

「諸山位次簿」天文十四年項に「悦林寿柏」があり、「防州永興」、「十二月廿七日」という。

なお、「記」の住持世代では該当の名が見えない。

●周端「修造司」清籌「都寺」周音「納所」梵球「首座」周操「老旧」梵澤「維那」周保 一五五九年(永禄二)

永禄二年正月念三日付の白山宮祭礼諷誦文写があり、

「周端判」の他、六名の職掌・僧名が見える。永興寺旧蔵文書、現在岩国市岩国徴古館所在。(宮田伊津美編『岩国徴古館資料目録』1996)

永興寺鎮守白山宮(現在白山比咩神社)の御興再興につ

いて記されており、僧七名は永興寺役僧であろう。このうち□□周端は、二年後に永興寺公帖を受ける

(一五六一年項)。他の役僧名には「記」の住持世代では該当が見えないが、諸職掌に当寺組織の一端が窺われ、東

班、西班牙などかなりの規模の寺院組織が想定できる。なお、当寺職掌には侍真、奉行の例もある(一四七九年項)。

●□□周端(正嶺周端) 一五六一年(永禄四)

「諸山位次簿」永禄四年項に「□□周端」^(正嶺)があり、「無拂、安芸毛利上意肩付壺進上、又知行亦可進也、賞其功二給、諸山并真如賜之」、「防州永興、十一月三日」という。十刹・山城真如寺公帖も同月七日であった(「十刹位次簿」)。□□梵意(一五七〇年項)の場合と同様、毛利氏がらみの動きが明瞭である。

「記」の四十九世に「正嶺端」の名があり、付記で「元龜元年五月八日寂」、「当山鎮守白山宮御興書物現存、永禄年中也」という。「書物」は一五五九年項参照。

一五五九年文書及び六一一年公帖の□□周端が、「記」の四十九世(正嶺□端)であり、正嶺周端であろう。

一五五五年敵島合戦後、檀越大内氏の滅亡後であるが、毛利氏のもとでも諸山として公帖が発給されている。毛

利輝元の時期、寺領五百石余(八箇国分限帳)。

その後の周端には、毛利氏方の使僧としての動きがある。たとえば翌一五六二年の毛利・尼子両氏の和議、六三年の毛利・大友両氏の和議の経過に、策雲玄竜、竺雲惠(慧)心とともに関与した。²⁴⁾

慧(圓)心(聖)一派三聖門派、莊嚴門派、宗派(圓)は一五五五年、山口国清寺再住、兼香積寺住、六三年毛利隆元菩提寺の安芸常栄寺開山。玄竜はその師で安芸吉田興禅寺住持である(『毛利元就卿伝』1984三三四頁)。

●□□元揚「首座」(明叔)元揚 一五六六年(永禄九)

永禄九年十月廿一日付け足利義昭署判の公帖があり、「周防国永興寺住持職」が「元揚首座」に充てられている(常栄寺文書、『萩藩閥閥録四』妙寿寺項)²⁵⁾

「記」の五十世に「明叔揚和尚」の名があり、付記で「元龜三甲三月二十八日寂」、「有住、永興山門疏」という。

聖一派栗門派の竹英玄竜の法嗣(宗派)図。竹英は一五

六一年頃の策雲玄竜か。なお竹(竺)雲恵心、竹英玄竜は、一五六〇年、前後して南禅寺公帖を得た(五山位次簿)。その疏は未詳であるが、一五六六年公帖の□□元揚首座がこの五十世(明叔□揚)であり、明叔元揚であろう。

●□□梵意 一五七〇年(永禄十三)

「諸山位次簿」永禄十三年項に「□□梵意」があり、「無拂、自毛利方、為上使上洛、以其功、為上意給之、二給、」
「防州永興寺、三月廿日、」という。「永禄十年三月廿三日」の相模禅興寺公帖もある(十利位次簿)。「十年」は十三年か。毛利方使僧としての上洛時であろう。

なお、「記」の住持世代では該当の名が見えない。

●規宗周超(古巖□超か) 一五七五年(天正三)

「諸山位次簿」天正三年項に「規宗周超」があり、「防州永興寺」、「十一月五日」という。規宗周超は、二年後、相模禅興寺公帖を得た(天正五年六月十七日、於芸州台帖拝領)。[於芸州台帖拝領(十利位次簿)]は、天

正四年備後頼に下向した足利義昭の発給を示す(前掲今泉淑夫「解説」参照)。台帖は公帖。

「規宗周超(玄超)」の名は、夢窓派華藏門派の渡海僧策彦周良(前註(24)参照)の法孫にある(宗派図)。

なお、「記」の五十一世には「古巖超和尚」の名があり、付記で「有永興並禅興台帳、天正十四年丙戌七月十日叙、」という。道号が異なるが、前記規宗周超の履歴と、「記」の古巖□超の履歴(永興、禅興)とは類似する。天正三年公帖の規宗周超は、この五十一世(古巖□超)ではないか。

●芳隣□□西堂(芳隣梵菊) 一五八〇年(天正八)

「天正八年芳隣西堂寄付」の麻本著色涅槃図一幅がある。永興寺旧蔵、現在岩国市岩国徴古館所在(宮田伊津美編『岩国徴古館資料目録』1996)。涅槃図の「傍書」に「周防州不動山永興寺常住公用、当住芳隣菊西堂寄附、惟時天正八曆庚申二月吉日、」とあり(「記」の永興寺什物記事)、芳隣□菊はそれ以前の入寺。芳隣□菊の名は鹿

王門派玉林昌旒(「記」の十三世)の法系にある(宗派図)。

その後、芳隣梵菊が一五九二年(天正二十)十利・禅興寺、一五九八年(慶長三)五山・東福寺の公帖を受けた(十利位次簿)、「五山位次簿」。

「記」の五十二世には「芳隣菊和尚」の名があり、付記で「天正八年涅槃像寄付」という。

一五八〇年涅槃図寄付の芳隣□□西堂がこの五十二世(芳隣□菊)であり、芳隣梵菊であろう。

●大愚宗演 一五九一年(天正十九)

「諸山位次簿」天正十九年項に「大愚宗演」があり、「天正十九年六月十一日、無拂、」
「殿下御判、周防国永興寺、」という。公帖署判の「殿下」は豊臣秀吉。

つづいてこの年、大愚宗演は真如寺、円覚寺、南禅寺の公帖を受けた(十利位次簿)、「五山位次簿」。たとえば秋月「雪景山水図」に「前南禅宗演叟(印)」の賛がある(山口県立美術館『室町時代の雪舟流』1993)。

なお、「記」の住持世代では該当の名が見えない。

(付記) 本稿では、永興寺関連の同時代徴証を優先した。

たとえば、高峯顕日(仏国国師、「記」の永興寺開山)、夢窓疎石(夢窓国師、「記」の二世)、春屋妙葩(普明国師、「記」の九世)の三国師の他、「雲門一曲」所見の諸僧名、

「竜海」(周雲公「雲禅師」であり、「記」の十世竜海□雲和尚、竜海周雲か)

「防城昌旒」(「長福玉林首座」「玉林禅師」であり、永興寺塔所のひとつに「長福」がある(伝記集成)、「記」の十三世玉林昌旒)

「京師梵芳」(「記」の二十世玉畹梵芳)

「甲城梵相」(「記」の廿三世円鑑梵相)

「天助周祐」(のちに敵中周噩、「記」の廿四世)

「錦里周厚」(「記」の世代には見えないが一四八五年の文玉秀當と同様「錦里」(前註(19))の出身か、敦菴周厚)などについては、紙幅の都合でここでは触れない。

なお、本稿には、五山関連資料など多々、福島恒徳氏(山口県立美術館)の示教を得た。謝意を表したい。

・引用資料の略記

- 『薩』(統史料大成『薩涼軒日録』)、『蔗』(大日本古記録『蔗軒日録』)、『鹿』(辻善之助編『鹿苑日録』)
- 『諸山位次簿』二十利位次簿、『五山位次簿』(今泉淑夫校訂『鹿苑院公文帖』1986所収『諸山位次簿』二十利位次簿、『五山位次簿』)
- なお文中で示したが、「記」は、文化三年徳源愨順「永興寺並末山記」(『山口県文書館収蔵文書仮目録5』1987)の「県史編纂所史料731」、高山寺所蔵本より昭和十八年謄写校合)の略記。

・参照文献の略記

- 伊藤幸司1988(a)「堺における遣明船と禅宗勢力」『中近世の宗教と国家』)
- 1988(b)「大内氏の日明貿易と堺」『ヒストリア』)
- 1989(a)「一五・六世紀の日明・日朝交渉と夢窓派華嚴門派」『朝鮮学報』)
- 1996(b)「中世後期の臨済宗幻住派と対外交流」『史学雑誌』108-4
- 藤木英雄1987(『薩涼軒日録・室町禅林とその周辺』)
- 橋本雄1997(「朝鮮への『琉球国王使』と書契・割符制」一五世紀の

擬使問題と博多商人」『古文書研究44・45』)

細川武総1988(「空間から見た室町幕府」『史学雑誌』107-12)

百田昌夫1989(「大内義弘菩提寺香積寺の住僧」『山口県文書館研究紀要26』)

なお文中で示したが、『淵鑑』は、御園生翁甫「防長地名淵鑑」1931・増補1974(伝記集成)は、玉村竹二「五山禅僧伝記集成」1983(宗派図)は、玉村竹二「五山禅林宗派図」1985の略記。

(註)

- (1) つづいて、「就日修庵奉安置、小師昌功庵主造之、」とある。昌功庵主の造像か。昌功庵、未詳。
- (2) 玉晚梵芳。「記」の二十世に「玉晚芳和尚、同(同前項、普明国師徒)、諱梵芳」の名がある。付記で「住于南禅」、「能画蘭」、「於江州寂、応永廿九寅八月十九日、」という。
- (3) 熊谷宜夫「玉晚梵芳伝」『美術史15』1983。なお、「永興寺二十世(伝記集成)というが、「その終る時と所とを知らない」とされており(伝記集成)、「記」の記事(於江州寂、応永廿九)は参照されていない。
- (4) 元方正榜は建仁寺洞春庵塔主。同庵は別源圓旨(曹洞宗宏智派、宗派図)の塔所(伝記集成)。

- (5) 『薩』永享八年十月十五日条、十一月十六日条、永享十年十二月廿七日条、十二月廿九日条。藤木英雄1987一四六頁参照。なお、永興寺世代では、「記」の四十四世惟参周省が寿寧門派僧(宗派図)である。また、景徐周麟(一四八五年項参照)も在中中淹の法孫。
- (6) 一四三五年の周瑚首座(『薩』)に関連して、資料①④⑤などに種々解釈がある。
- ① 一四二四年(応永三十一)の「月林瑚西堂」、『出典』応永三十一年瑞溪周鳳の疏(「月林瑚西堂住浄智同門并叙」『瑞溪疏』、『五山文学新集五』1971参照)、藤木英雄1987一四六頁所引。月林□瑚西堂は「前席天寧月林禪師」で、備後天寧寺(貞治六年諸山当年すでに十利か)から五山・鎌倉浄智寺へ昇住する。この月林□瑚西堂への傍注で、「月林周瑚」との推定がある(同前『五山文学新集五』)。
- ② 一四三五年の「瑚首座」、『出典』元方正榜の疏(本文参照)。この□□瑚首座への傍注で、なぜか、①と同様、「月林周瑚」との推定があるが(前掲『五山文学新集別巻二』)、「瑚首座」(②)は「月林瑚西堂」(①)とは別人である(前掲藤木英雄1987)。
- ③ 一四三六年大徳院住持の「周瑚西堂」、『出典』『薩』永享八年十一月十六日条「大徳院新院主、以周瑚西堂、被定矣」。これは

諸山周防永興寺の住持・住僧資料(百田)

「瑚首座」(②)である(前掲藤木英雄1987)。

④ 天竜寺八十三世の「月林梵瑚(春屋妙葩嗣)」、「出典」扶桑五山記一四二四年の月林□瑚(①)であろうという(前掲藤木英雄1987)。

⑤ 在丹後の春屋妙葩と在山口の明使趙秩との間を往還する一三七三年(応安六)の使僧「月洲順斎」、『出典』雲門一曲(『大日本史料第六編之三三八三三頁)。「月林順斎(月林周瑚か)」との推測がある(中川徳之助『日本中世禅林文学論攷』1999)。推測の根拠は示されていないが、月洲順斎を、一四二四年の月林□瑚(①)、その傍注の月林周瑚にあてたものか。

この点、月洲順斎の道号は「記」の三十五世(月洲□湖)と同じで、一四三五年の□□周瑚(『薩』)も参照されてよい。ただし一四二四年、三五年は、五一年後、六二年後になる。それぞれ、比定困難か。

(7) 防州大覚派。大覚、渡来僧蘭溪道隆(建長寺開山)か。周防で大覚派僧には、たとえば周防高山寺開山の某山賢仙、山口正法寺開山の太圓智碩がある。正岩元佑は、周防高山寺、山口正法寺に関係の僧か。

(8) 鹿王院は、足利義満が春屋妙葩を宝幢寺開山に請じて、寺後に造営した開山塔。現在京都市右京区嵯峨に所在(単立寺院、もと

天竜寺末)。一三八五年十刹。一四一一年(応永十八)、三五年(永享七)の諸末寺目録の末寺一五ヶ寺中に永興寺がある。また歷任中に、「記」の廿四世嚴中周醜の名も見える(京都府教育委員会『鹿王院古文書目録』1967(三六五頁)。嚴中周醜は一四一八、二三年頃鹿苑僧録、二八年没(伝記集成)。

(9)すでに指摘がある(伊藤幸司1988(b))。「おそらく、彼は入院した」とも(同前1988(b)五七頁)。なお天圭中瀧(伊藤幸司1988(b)は天圭中瓏(同前1988(a))であろう。

(10)『蔭』文明十七年四月三日条(天圭龍和尚、自泉塚、入浴)、『蔭』文明十八年七月十日条(大智院、天圭)、『蔭』延徳二年九月十一日条(善慶院天圭和尚。伊藤幸司1988(a)一三三頁、1988(b)五七頁参照。

(11)仏国国師坐像椅子墨書「本開山椅子、昔文明十一己亥三月吉日、侍真昌對、奉行慶寿、大工藤原貞吉は、一九八七年文化庁美術工芸課の現地調査で確認できた。根立文化財調査官(当時)の「教示。對は樹の異体字。

(12)彦竜周興の疏「文玉簪首座住永興同門」に、「大内公、為外護桓越」の注記があり、□□周瑚(一四三五年頃)、□□梵信(一四三八年頃)とともに、この場合も、大内氏吹嘘の例とされる(伊藤

幸司1988(b)五七、六八頁)。なお、「太守状、申枢府、舉而主之」とあり(景徐周麟の疏)、この「状」は大内政弘吹嘘状であろう。

(13)『蔭』文明十七年十二月五日条「功叔、持永興寺山門疏草案来、新命秀簪首座、守文玉」。「守文玉」は意味不明。例えば「号文玉」か。(伊藤幸司氏、福島恒徳氏のご教唆)

(14)、『蔭』文明十七年十二月七日条「彦竜、持永興寺諸山疏草案来、景徐、持永興寺同門疏(并同国乗福寺疏)草案来。」

彦竜周興の疏①「文玉簪首座住永興同門」、及び疏②「文玉簪首座住永興諸山」(以上『半陶文集』、『五山文学新集四』1970)、景徐周麟の疏「簪文玉住永興」(『翰林胡蘆集』、『五山文学全集四』1915)が遺る。ちなみに彦竜周興「半陶文集」には景徐周麟の「五〇八年(永正五)「序」があり両者の交誼が見える。

(16)『蔭』文明十七年十二月八日条の「公帖御判被遊」の場合、「准三宮鈞帖(景徐の疏)」、「准三宮鈞選」(彦竜の疏②)とされる。「將軍家の鈞帖」(『淵鑑』)というが、將軍は当時義尚、この「御判」は前將軍准三宮足利義政の署判であろう。

(17)功叔周全は嚴中周醜(記の廿四世)の法嗣(鹿王門派、宗派函)。一四八九年に首座(『鹿』延徳元年六月廿八日条。一四七五年

(文明七)横川景三「功叔字説」補庵京華前集、『五山文学新集一』1967参照(今枝愛真『中世禅宗史の研究』1970、二九三頁所引)。

(18)守護吹嘘状、將軍公帖による鹿王門派僧の選任が旧規と理解されている(『淵鑑』)。なお、景徐の疏に「門下扱其人、告于太守、々々聞于官、々々命降而補処」という。

(19)彦竜の疏②に「錦里烟塵」、「此郎帰郷」の語もある。「錦里は錦川河畔、玖珂郡横山などか。文玉秀簪の帰郷であろう。

(20)(文明二年)五月廿二日付秀簪書状(『相良家文書』二二〇号)、『淵鑑』所引。また、文明九年九月十四日御内書同御添状案内閣記録課所蔵、『淵鑑』所引)の使僧(當歳主)参照。

(21)『鹿苑日録総索引』1982)、「等珣(字子玉)」の名で立項してある。が、「等」字の典拠が示されていない。

(22)山口保寿寺の郁文周鑑。堺海会寺の季弘大叔(聖一派莊嚴門派)には保寿寺に参周省(夢窓派寿寧門派)、「記」の四十四世)との人的関係もあり、郁文周鑑の蔵主から書記、首座への昇格に、季弘大叔から東福寺前住了庵桂悟への推挙があった(『蔭』文明十八年四月廿三日条)。なお、了庵桂悟のちに大内船で一五〇六年の遣明使。夢窓派僧(以参周省、郁文周鑑)の東福寺派季弘大

叔、了庵桂悟)との接触事例である(伊藤幸司1988(b)五五頁)。

(23)「諸山位次簿」には、諸山・周防永興寺の公帖発給記事九例(一五二五〜九一年)がある。「五山位次簿」の場合(今泉淑夫「解説」『鹿苑院公文帳』1986)と同様、「諸山位次簿」の記録にも、この同日発給例のように、不入寺の公文(坐公文)の場合がある。

(24)竺雲等連・仰之梵高、古淵梵慶の法系がある(宗派函)。竺雲等連は一四五〜五五年鹿苑僧録、天竜寺妙智院開山。仰之梵高は朝鮮渡海僧(一四六三年遣朝鮮船副使)で、宗氏に請われて朝鮮通交を担当(伊藤幸司1989(a)七二頁、同前(b)二〇頁)。ちなみに同じく華藏門派の外交僧で、竺雲等連の法孫、策彦周良の場合、大内氏との係わりがある(一五三九年遣明副使、四七年遣明正使、それぞれ大内船)。

(25)禅院で、修造司、都寺、納所、維那(東班、首座は西班(藤岡大拙)禅院内における東班衆について『日本歴史146』1960、玉村竹二用語解題『五山禅僧伝記集成』参照。老旧は不明。

(26)(永祿五年カ)正月十二日玄竜周端・恵心連署状、粟屋与十郎充て(『毛利家文書』八五八号)。(永祿六年)七月十八日毛利元就同隆元連署状、立雪(竺雲恵心)充て(『毛利家文書』六三八

号)。後者で「永興寺」、「永興」とあるのが周端、『岩国市史』1957
三六頁参照。

(27) 竺雲慧心。百田193註(24)参照。

(28) 別に、同年十一月二日元揚西堂充て十利・禪興寺公帖、天正
五年三月十一日元揚西堂充て五山・東福寺公帖、同年月日明斎
(明叔カ)和尚充て五山之上・南禅寺公帖もある(常栄寺文書、
『萩藩閩録四』妙寿寺項)。なお、以上公帖計四通は、「諸山位
次簿」、「十利位次簿」、「五山位次簿」には該当記事がない(今泉
淑夫「解説『鹿苑院公文帖』」196一五一頁表1参照)。

(29) また、「規堂玄超」の名が幻住派嘯岳鼎虎の法孫にあり(宗派図、
道号が「規宗周超(玄超)」に似通う。ちなみに、規堂玄超の幻住
派下での兄弟に、周伯玄雍(記)の五十三世)があり、慧雍(玄雍)
の名で、聖一派、夢窓派鹿王門派の僧籍もあった(宗派図)。推
測にとどまるが、「規宗周超」が夢窓派華嚴門派下での僧名、「規
堂玄超」が幻住派下での僧名ではないか。(福島恒徳氏のご教唆)
(30) ただし、「記」の場合、世代記事がかなり整っているので、対
応する世代記事を示して、異同を参照した。

(31) 同様に、「周防国旧岩国諸寺社要覧」(明治初年)、「永興誌記」

(それぞれ玉村竹二「吉川元長の信仰と周伯慧雍の宗風」『日本禅
宗史論集下之』1973所引)中の永興寺世代記事には、「記」の世
代と対照すべき点があるが、ここでは触れない。

また、「記」の塔頭・末寺記事で、永興寺塔頭指月庵開山とされる
玉林昌旒(記)の十三世、応永十一年没)、塔頭大慈院開基とされ
る南溟(雲(記)の十五世、応永十九年没、末寺宝寿寺二世とさ
れる以参(省(記)の四十四世、享祿四年没)なども同様とした。

(補1) 木造地藏菩薩坐像、貞和六年二月十五日胎内墨書銘に「施
主法印實恵(花押)」、「大佛子沙彌佛性」、「大旦那比丘尼西妙」
とある(玖珂郡田布施町蓮華寺所在、一九八二年県指定有形文
化財)。山口県立美術館岩井共二氏のご教示。(一九八九年文化
庁美術工芸課調査、『山口県の美術工芸』)

(補2) 「雲門一曲」については、別稿「明使趙秩の山口滞在と
『雲門一曲』」(『大内文化探訪第18号』、予定)でその成立事情に触
れた。